

平成30年5月18日

監事監査報告書

学校法人大阪女学院

理事会 御中

評議員会御中

学校法人大阪女学院

監事 時岡 禎一郎 

監事 森本 晴生 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人大阪女学院寄附行為第16条に基づいて学校法人大阪女学院の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人大阪女学院の業務及び財産の状況に関し監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、随時理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校における業務及び財産の状況を調査しました。法人事務局より計算書類及び決算状況に関する説明を受け、監査法人の公認会計士と意見交換を行いました。

監査の結果、

- (1) 学校法人大阪女学院の業務執行は適正に行われており、財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）は、適法かつ正確に学校法人の財政状況及び収支状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人大阪女学院の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを認めます。

以 上